

議案第48号

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1水車用水の項中「46」を「50」に改め、同表でんぷん工業用水の項中「250」を「280」に改め、同表工業用水の項中「1,700」を「1,900」に改め、同表漁業用水の項中「120」を「130」に改め、同表その他の用水の項中「960」を「1,000」に改める。

別表第2電気、ガス又は水道施設用地の項中「670」を「730」に、「520」を「570」に、「200」を「220」に、「840」を「910」に、「730」を「790」に、「

80
----

」を「

87
----

」に、「76」を「76」に、「160」を「180」に、「130」を「150」に改め、同表交通施設用地の項中「700」を「760」に、「650」を「710」に、「46」を「50」に、「42」を「46」に改め、同表農業用地の項中「8」を「9」に、「6」を「7」に改め、同表宅地の項中「130」を「150」に、「92」を「100」に、「160」を「180」に、「103」を「110」に改め、同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「170」を「190」に、「110」を「120」に、「120」を「130」に、「79」を「86」に改め、同表取水又は放水施設用地の項中「110」を「120」に、「14,200」を「15,500」に改め、同表漁業用地の項中「80」を「87」に、「57」を「62」に、「45」を「49」に、「23」を「25」に改め、同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に、「100」を「110」に、「65」を「71」に、「23」を「25」に、「17」を「19」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「1,900」を「2,100」に、「920」を「1,000」に改め、同表その他の項中「110」を「120」に、「70」を「76」に、「120」を「130」に、「78」を「85」に改める。

別表第3土の項中「100」を「110」に改め、同表砂の項中「120」を「140」に改め、同表砂利の項中「160」を「170」に改め、同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め、同表転石の項中「83」を「90」に、「120」を「140」に改め、同表軽石の項中「160」を「170」に改め、同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改め、同表芝草の項中「69」を「75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

河川に係る流水占用料、土地占用料及び土石等採取料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。